

II 利用上の注意

1 調査結果の公表

本報告書掲載の数値は、文部科学省が作成する学校基本統計（統計法第2条第4項に規定する基幹統計）のデータをもとに県独自で集計を行ったものである。

調査結果の一部については、既に「学校基本調査速報」として公表しているが、これらの数値は、本報告書「令和6年度学校基本調査の概要」の数値をもって確定値とする。

2 用語の説明

(1) 教員

校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師の総称をいう。本務・兼務の区別は、原則として辞令面に基づき、非常勤の講師は兼務者として扱う。また、小・中学校及び義務教育学校においては、市町村費負担の者で6ページに記載する「法令に定める条件」を満たしている者を含む。

(2) 職員

事務職員、実習助手、学校図書館事務員、技術職員、養護職員（看護師等）、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員・その他、市町村費負担の教員（6ページに記載する「法令に定める条件」を満たしていない者。）の総称をいう。

(3) 単式学級

同学年の児童生徒で編成されている学級をいう。ただし、特別支援学級は含まない。

(4) 複式学級

2以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。ただし、特別支援学級は含まない。

(5) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編制されている学級をいう。

学級の種類は、「知的障害」、「肢体不自由」、「病弱・身体虚弱」、「弱視」、「難聴」、「言語障害」及び「自閉症・情緒障害」の7種類である。

(6) 帰国児童（生徒）

海外勤務者等の子供で、引き続き1年を超える期間海外に在留し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に帰国した児童生徒をいう。

(7) 高等学校等進学者

高等学校の本科（全日制、定時制及び通信制）及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。

(8) 大学等進学者

大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。

- (9) 専修学校（高等課程）進学者
専修学校の高等課程（中学校卒業程度を入学資格とする課程）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- (10) 専修学校（専門課程）進学者
専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者をいう。
- (11) 専修学校（一般課程）等入学者
専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。
- (12) 公共職業能力開発施設等入学者
公共職業能力開発施設等に入学した者及び入学しかつ就職した者をいう。
- (13) 就職者等
上記(7)～(12)以外で自営業主等、常用労働者及び臨時労働者をいう。
自営業主等とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。
常用労働者のうち無期雇用労働者とは、雇用契約期間の定めのない者として就職した者、有期雇用労働者とは、雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者をいう。
臨時労働者とは、雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者をいう。
- (14) 就職者
上記(7)～(12)のうち就職している者並びに上記(13)のうち自営業主等、無期雇用労働者及び有期雇用労働者（雇用契約期間が1年以上、かつフルタイム勤務相当の者に限る。）をいう。
- (15) 入学志願者数
高等学校及び中等教育学校後期課程の本科（通信制及び別科は除く。）、高等専門学校又は特別支援学校高等部の本科（別科は除く。）、大学（学部）又は短期大学（本科）へ願書を提出した者をいう。同一人が2校（又は2課程、学部・学科）以上に願書を提出した場合も1名とする。例えば、同一人が2校（又は2課程、学部・学科）以上に入学志願して、そのいくつかの学校（又は課程、学部・学科）に合格した場合は、実際に進学した方の入学志願者とし、いずれの学校（又は課程、学部・学科）にも不合格の場合は、第一志望の方の入学志願者とする。
- (16) 就職先の産業別就職者数
就職先の事業所の主な産業種類を「日本標準産業分類」によって分類する。例えば、電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「製造業」に分類する。支店・支社に就職した場合は、その支店・支社の主な産業によって分類する。
- (17) 職業別就職者数
就職者個人の仕事の種類を「日本標準職業分類」によって分類する。例えば、電気機械器具の製造会社で事務を執っている場合は「事務従事者」に分類する。

3 その他

- (1) 表中の「-」は、計数がない場合を表す。
- (2) 表中の「0.0」は、計数が表章単位未満である場合を表す。
- (3) 表中の「…」は、計数の出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合を表す。
- (4) 比率については四捨五入により端数処理をしているので、百分率の内訳の合計が100にならないことがある。

<法令に定める条件>

- ・給与を条例で（規則、要領、要綱、契約のみでは不可）定めている。

根拠法令：教育公務員特例法第13条

- ・学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（以下「人材確保法」という。）の趣旨を踏まえ、一般の公務員よりも優遇された、教育職の給料表を定めている。（行政職給料表の適用は不可。）

根拠法令：人材確保法第3条

- ・条例で定めるところにより、教職調整額・義務教育等教員特別手当を支給している。

根拠法令：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条
教育公務員特例法第13条第2項

- ・任期なしフルタイム勤務の新任教員に対しては、初任者研修を実施している。

根拠法令：教育公務員特例法第23条